

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和元年11月7日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷区児童虐待通告受付業務及び世田谷区子ども・子育てテレフォン事業委託

(2) 事業内容

① 電話窓口の設置及び受付

児童虐待に係る通告及び子ども、妊婦及び保護者等の日常的な子育てに関する相談に応じる専門員を配置した電話窓口の設置及び受付を行う。

② 世田谷区児童虐待通告受付業務の対応

ア 児童虐待の通告への対応業務

I 通報者等から子どもの虐待に関する通報・届出があった場合は、別に定める様式「リスクアセスメントシート（夜間・休日用）」をもとに、子どもの状況について、的確に聴取し、記載すること。なお、匿名による通報・届出の場合は、可能な範囲で内容を聴取すること。

II 「リスクアセスメントシート（夜間・休日用）」で定める緊急度判定に従い、警察への通報や児童相談所職員（児童相談所長・副所長・児童福祉司S V）へ連絡すること。

III 「リスクアセスメントシート（夜間・休日用）」の判定の結果、警察への通報や児童相談所職員への連絡が不要となった場合は、区で定める様式に従い、通告記録等を即時に児童相談所へFAX送信すること。

イ 里親・児童養護施設等の措置児童に関する相談への対応業務

里親・児童養護施設等の措置児童に関する連絡があった場合は、夜間・休日の輪番の児童相談所職員（児童相談所長・副所長・児童福祉司S V）へ連絡すること。

ウ 警察からの身柄付き通告への対応業務

警察からの身柄付き通告については、一時保護所へ連絡するよう、対応すること。

エ 年間想定件数 400件程度

③ 世田谷区子ども・子育てテレフォン事業の対応

ア 子どもからの相談や子育て等の相談に関する業務

I 子ども、妊婦及び保護者等の悩みや日常的な子育てに関する相談があった場合は、傾聴し必要な助言を行うとともに、関係機関や相談窓口等の情報提供を行うこと

II 「相談受付票」を作成し、翌日（土・日曜及び休日の場合は、次の平日）の午前10時までに子ども家庭課へメール等により送信すること。

III 児童虐待以外で子どもの生命や身体に関わる緊急事態の可能性がある場合には、別途、区の指示に従うこと。

イ 児童虐待の相談に関する業務

I 相談者等から子どもの虐待に関する相談があった場合は、上記（2）②の世

田谷区児童虐待通告受付業務に基づく処理を行うこと。

Ⅱ 上記Ⅰに加えて、「相談受付票」も作成し、翌日(土・日曜及び休日の場合は、次の平日)の午前10時までに子ども家庭課へメール等により送信すること。

ウ その他

その他の相談等があった場合も対応し、必要に応じて、相談者に関係機関や相談窓口等の情報提供を行うこと。

エ 相談内容の記録に関する業務

相談内容について、記録・整理し、「相談記録票」「日例報告書」「月例報告書」を作成すること。

オ 年間想定件数 1,500件程度

④ 受付時間

ア 世田谷区児童虐待通告受付業務

・月～金曜日

午後5時15分から翌朝8時30分までの15時間15分

・土・日曜日、休日及び年末年始(12月29日から1月3日)

午前8時30分から翌朝8時30分までの24時間

イ 世田谷区子ども・子育てテレフォン事業

・月～金曜日

午後5時から午後10時までの5時間

・土・日曜日及び休日(年末年始(12月29日から1月3日)は除く)

午前9時から午後10時までの13時間

⑤ 業務体制

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、公認心理師、臨床心理士いずれかの資格を有する者を配置すること。

また、相談者等からの相談に適切に対応できるよう、母子保健や児童福祉・児童虐待対応についての研修体制が整っており、従事者への監督、指導が行える体制となっていること。世田谷区の母子保健や児童虐待対応についての知識習得の機会を設けること。

執務スペース

他の執務場所と分離した専用の電話及びFAXを備えたスペースを設けること。ただし、当該業務に支障が生じない場合は、この限りではない。

⑥ 電話回線数

・世田谷区児童虐待通告受付業務 2回線以上(フリーダイヤル)

・世田谷区子ども・子育てテレフォン事業 2回線以上(一般回線)

⑦ 準備期間

令和2年3月31日までの間に受電業務を円滑に進めるために区から引継ぎを受ける等、必要な準備を行うこと。

⑧ 再委託

本業務は、第三者に委託することはできない。

⑨ その他

本業務における専用回線の番号は、区が指定する番号を使用すること。回線開設及び通話等に係る経費は、受託者が負担すること。

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

ただし、契約については、令和2年度予算配当を条件とする。

※令和3年度及び令和4年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 令和元年度を含む過去5ヵ年度の間に、自治体における育児に関する相談や子どもを対象とした虐待通告等受付業務またはその他同等の電話相談業務の受託の実績を有すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 法人の経営方針や認証制度の取得状況
- (2) 事業趣旨を踏まえた取組方針
- (3) 本事業を行うにあたっての実施体制（専門員の配置体制や研修、児童虐待の理解と適切な対応力、バックアップ体制、受付の流れ、世田谷区の子育て支援サービス事業に関する知識等）
- (4) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (5) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- (6) 類似事業の受注実績
- (7) 事業開始までの計画性
- (8) 見積金額の妥当性

※事務局による事業所へのヒアリングの結果も踏まえ評価する。

5 手続等

- (1) 説明書の交付期間、提出場所及び方法
 - ① 期間:令和元年11月7日（木）から令和元年11月21日（木）午後3時まで
 - ② 場所:世田谷区ホームページでの閲覧
 - ③ 方法:世田谷区ホームページからのダウンロードによる
- (2) 参加表明書の受領期限、場所及び方法
 - ① 期限:令和元年11月21日（木）午後3時まで
 - ② 場所:下記7（1）に同じ
 - ③ 部数:所定の様式 1部
 - 2（4）（5）を確認できる書類の写しを添付すること。

- ④ 方法：持参または郵送
- ⑤ 辞退：参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。
- (3) 提案書の受領期限、提出場所及び方法
 - ① 期限：令和元年12月20日（金）午後3時まで必着
 - ② 場所：下記7（1）に同じ
 - ③ 方法：持参または郵送

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 契約保証金 不要
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の本件担当部課に同じ
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (10) 本契約は令和2年度の提案限度額を20,680,000円としており、世田谷区公契約条例で定める労働報酬下減額の対象である。
※区との契約では単年度で予定価格が2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下減額の対象となる。（詳細は別紙参照）
- (11) 詳細は説明書による。

7 本件担当部課

- (1) 世田谷区児童虐待通告受付業務

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号（世田谷区梅丘分庁舎3階）

世田谷区児童相談所開設準備担当部 児童相談所開設準備担当課

電話：03-6304-7745

FAX：03-6304-7786

E-mail：sea03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp

- (2) 世田谷区子ども・子育てテレフォン事業

〒154-8504

世田谷区世田谷四丁目21番27号（世田谷区役所第1庁舎5階55番窓口）

子ども・若者部 子ども家庭課

電話：03-5432-2255

FAX：03-5432-3081

E-mail：sea02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp